

議案第 27 号

狭山市税条例等の一部を改正する条例

(狭山市税条例の一部改正)

第 1 条 狭山市税条例（昭和 30 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」に改める。

第 33 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 14.7」を「100 分の 12.1」に改める。

第 34 条の 5 第 1 項中「14.7 分の 2.4」を「12.1 分の 2.4」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 47 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

第 48 条第 2 項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、「専ら雪上を走行するもの」及び「年額2,400円」を削り、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「第40条第6項から第10項まで」を「第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第18条の2第1項」の次に「、附則第18条の3第1項」を加える。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第8項」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条中第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

- 1 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

- 6 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第18条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中

「株式等に」を「一般株式等に」に、「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により読み替えて同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第18条の3を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第18条の4から第18条の7までを次のように改める。

附則第18条の4から第18条の7まで 削除

附則第18条の9を次のように改める。

附則第18条の9 削除

附則第18条の9の2第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第18条の9の3を次のように改める。

附則第18条の9の3 削除

附則第18条の9の5中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第18条の10から第18条の11までを次のように改める。

附則第18条の10から第18条の11まで 削除

(狭山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 狭山市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第18条の4の改正規定中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中狭山市税条例第34条の4及び第34条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中狭山市税条例附則第4条の2及び第18条の10から第18条の11までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中狭山市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

- (4) 第1条中狭山市税条例第33条第5項並びに附則第18条の9の2及び第18条の9の5の改正規定並びに次条第4項の規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中狭山市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項並びに附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中狭山市税条例第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成28年10月1日
- (7) 第1条中狭山市税条例附則第7条の4、第16条の3、第18条の2から第18条の7まで、第18条の9及び第18条の9の3の改正規定並びに次条第7項の規定 平成29年1月1日
- (8) 第1条中狭山市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の4及び第34条の5第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 第2項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税に

については、なお従前の例による。

6 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

7 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第18条の2の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第18条の3第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	狭山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

平成26年6月9日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法等の改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率及び軽自動車税の税率を改定し、固定資産税について、課税標準の特例を設け、並びに個人市民税について、公的年金等に係る特別徴収制度を見直し、並びに公社債等及び株式等の所得に対する課税方法を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。